

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

- コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方  
企業競争力強化の観点から経営判断の迅速化を図ると同時に、経営の透明性を図るべく経営チェック機能の充実を重要課題としております。また、行動規範に基づき企業倫理の徹底に努めております。
- コーポレートガバナンスに関する施策の実施状況  
(1)会社経営上の意思決定、執行及び監督に係わる経営管理組織その他コーポレート・ガバナンス体制の状況
  - 監査役体制を採用しております。
  - 社外取締役1名、社外監査役2名を選任しております。
  - 取締役会は経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督する機関と位置付け運用を図っております。
  - 業務執行については、執行役員制を採用し、迅速な経営対応を図っております。
  - 社長直属の組織として内部監査部を採用しており、監査役による監査及び外部監査人による監査とともに内部管理体制の充実を図っております。また、直通専用回線(ホットライン)を設け、不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス経営強化に努めております。
  - 取締役社長をトップに、また、企画本部長を管理責任者として、年2回のマネジメントレビューを実施しております。これはその時々各部門におけるリスク管理の取組み(リスクの抽出分析、対策の立案ならびに実行)に対する評価を行い、リスク管理体制の強化につなげようとするものであります。
  - 顧問弁護士とは顧問契約に基づき必要の都度助言を受けております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

#### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本発条株式会社	11,430,000	50.13
ニッパン従業員持株会	1,376,630	6.03
ニッパン仕入先持株会	379,000	1.66
株式会社トーブラ	314,000	1.37
前島理恵子	202,000	0.88
国府田広明	154,000	0.67
大和産業株式会社	154,000	0.67
ニッパン得意先持株会	150,000	0.65
株式会社ヤマウラ	107,000	0.46
齋藤慶二	102,000	0.45

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	日本発条株式会社 (上場:東京) (コード) 5991
--------	-----------------------------

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は親会社（日本発条（株）、議決権所有割合51.4%）を有しております。  
当社における業務、意思決定、相互牽制等の手続きは、法令及び社内規定に基づいて徹底を図っており、内部統制システムの要求する手続きにより運用しております。その遵守状況については、内部監査部門のモニタリングと会計監査人による内部統制監査により、適正な運営を図っております。また、監査役・会計監査人による財務諸表監査と併せてコーポレート・ガバナンスの維持に努め、少数株主を含むステークホルダーの保護に反する取引等の発生防止に努めております。

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

・親会社からの独立性確保に関する考え方・施策等について  
当社は日本発条（株）の企業グループにおける唯一の専門商社形態の会社であり、同グループ各社と連携しつつ、独自の経営方針を維持しながら事業の拡大を図ってきております。取引内容もグループ外会社と比較して特異性はなく、また経営に関して親会社の承認を要する事項もなく、コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情はありません。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

#### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
玉村 和己	他の会社の出身者	○			○			○		

#### ※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
玉村 和己		親会社日本発条株式会社代表取締役社長	玉村取締役は就任後、開催された取締役会(2回)に出席しております。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

年間監査計画を協議し、期末・四半期決算時に監査役と会計監査人とのミーティングを開催し、監査実施状況報告、情報・意見交換等を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

1名

会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
山口 努	他の会社の出身者	○			○	○		○		
村川 正記	他の会社の出身者									

※1 会社との関係についての選択項目

a 親会社出身である

b その他の関係会社出身である

c 当該会社の株主である

d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している

e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である

f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである

g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている

h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している

i その他

会社との関係(2) [更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
山口 努		親会社日本発条(株)代表取締役副社長	親会社グループにおける経営者としての豊富な経験を勘案して招聘している。
村川 正記	○	(株)当社の独立役員	(株)トープラでの内部監査業務及び監査役としての経験を勘案して招聘している。同社と当社との取引関係及び資本関係から、同社は当社の主要取引先もしくは主要株主には該当せず、当社経営陣から独立した立場で監査を行っている。以上のことから、一般株主との利益相反の生ずるおそれのないものと判断し、独立役員として指定している。

#### 【独立役員関係】

独立役員の数

1名

その他独立役員に関する事項

#### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現時点では実施しておりませんが、今後の検討課題としたいと考えております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

#### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

当社は、連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別の報酬の開示は行っておりませんが、取締役及び監査役それぞれの報酬等の総額および、報酬等の種類の総額を開示しております。また、内数として社外監査役の総額を開示しております。

<役員報酬の内容>

当社における取締役及び監査役に対する報酬の内容は以下のとおりであります。

取締役(社外監査役を除く) 163,620(千円)  
監査役(社外監査役を除く) 14,340(千円)  
社外役員 2,160(千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員報酬等の額の決定については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、同業あるいは同規模の他企業と比較して見合った額を職位毎に決定しております。

#### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役については、期末・四半期決算時には決算取締役会開催前に決算概要の報告及び情報・意見交換を行い、その他親会社グループの関連会社首脳会議、個別戦略会議等の場を通じて重要事項に関する情報を共有化しております。  
社外監査役については、期末・四半期決算時には決算取締役会開催前に決算概要の報告及び情報・意見交換を行い、当社監査役会等の場を通じて重要事項に関する情報を共有化しております。

#### 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の組織形態は、監査役設置会社であります。現在、取締役7名のうち1名を社外取締役とし、監査役3名のうち2名を社外監査役とするともに、執行役員制を導入し経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を明確化し、ガバナンス体制の充実に努めております。

##### (1)取締役会

取締役会は、7名(うち社外取締役1名)で構成され、原則として月1回開催しており、取締役会では経営に関わる重要事項の決定及び、取締役の職務の遂行を監督しております。社外取締役は取締役会に出席し、取締役の意思決定及び取締役の職務執行の適法性・妥当性を確保するにあたり、意見・質問を必要に応じて適宜行っております。また、執行役員制度により、執行役員を業務執行に専念させ、意思決定の迅速化を図っております。

##### (2)監査役会

当社における経営執行上の監視・監督は、取締役会から独立した監査役会がその責務を負っております。監査役会は現在3名(うち社外監査役2名)で構成され、原則として月1回開催しており、監査の方針・計画等重要事項を協議・決定するとともに、監査役間の情報の共有化を図っております。

監査役には原則として財務・会計に知見を有する人材を選任するとともに、経営陣から独立した立場にある社外監査役を選任し、監査の実効性を確保しております。

##### (3)内部監査

社長直轄の内部監査部を組織し各部門の業務監査を実施し、監査結果は直接社長及び常勤監査役に報告されております。

##### (4)会計監査人

会計監査人に新日本有限責任監査法人を選任しております。当社の会計監査業務を執行している公認会計士は、若松 昭司氏、佐野 康一氏であります。

#### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

企業経営者としての経験と見識に基づき、実践的な視点から当社取締役会の適切な意思決定及び経営監督に貢献いただくため、社外取締役を選任しております。

また、中立的かつ客観的視点からの監査を行うことにより当社経営の健全性確保に貢献いただくため、社外監査役を選任しております。

当社は、社外取締役を含む取締役会と社外監査役を含む監査役会が緊密に連携し、監査役の機能を有効に活用しながら経営に対する監督機能の強化を図るとともに、内部監査、監査役監査および会計士監査との相互連携の強化に努めています。

以上の理由から、現状のコーポレートガバナンス体制を選択しています。

### Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	招集通知は発送日当日に当社ホームページに掲載しております。 株主総会において、事業報告等の内容を分かりやすくするため、大型モニターを用いたビジュアル化を実施しております。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明会用補足資料、FactBook、有価証券報告書、事業報告書、株主総会招集通知・決議通知を掲載しております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001環境マネジメントシステムを運用し、またホームページで自社の環境活動について公開しております。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

#### 1. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

下記のとおり、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、及び会社の業務の適正を確保するための体制を整備することを基本方針として決定しております。

#### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1 取締役、従業員を含めた行動規範を制定し遵守を図る。
- 2 役員規程を整備し遵守を図る。
- 3 取締役会規則を整備し、適切な運営の確保に努める。
- 4 取締役の職務執行については監査役会の定める監査の方針及び分担に従い各監査役の監査対象とする。
- 5 取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合、直ちに監査役及び取締役会に報告しその是正を図る。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1 規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持することとする。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1 企業活動に関連したリスクの把握、管理、対処方法、是正手段等を検討する。
- 2 リスク管理規程を制定し遵守を図る。
- 3 リスクマネジメント組織を設置する。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1 取締役会を原則月1回開催するほか必要に応じ適宜開催する。
- 2 経営に関わる重要事項については事前に経営会議での審議を経て執行決定を行う。
- 3 組織規程、職務分掌規程を整備する。

#### (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1 コンプライアンス基本規程を制定し遵守を図る。
- 2 コンプライアンス統括組織の設置を検討する。
- 3 執行部門から独立した監査部門により内部監査を継続実施する。
- 4 コンプライアンスに関する研修体制を整備する。
- 5 内部者通報規程に基づく通報システムを運用する。

#### (6) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1 グループ企業行動憲章を制定し遵守を図る。
- 2 関係会社管理規程を整備し当社への報告制度による経営管理を行い、必要に応じてモニタリングを実施する。
- 3 取締役は、グループ各社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告しその是正を図る。

#### (7) 監査役が補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- 1 監査役が補助使用人の設置を求めた場合当社の使用人から監査役補助者を任命することとする。
- 2 監査役補助者の評価は監査役が行い、補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役の同意を得た上で決定することとする。
- 3 監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務しないこととする。

#### (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制、及び監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- 1 取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項についての規程を定め、都度報告する体制を確保する。
- 2 監査役はいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求められることができる。
- 3 内部者通報制度の適切な運用を維持することにより、コンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)『ニッパングループ行動規範』において、反社会的勢力・団体への対応について以下の基本方針を掲げ、遵守に努めております。  
「私たちは、反社会的勢力や団体との関係を排除するとともに、毅然とした態度で対応します。市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは断固として対決し、絶縁していきます。つねに危機管理意識を持ち、反社会的勢力・団体に隙を与えないよう毅然とした態度で臨みます。」

(2)反社会的勢力による不当要求に備えた日常のリスク管理体制については、リスク管理事務局である企画本部企画部を対応統括部署としております。

(3)万が一反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、緊急事態のリスク管理体制として、直ちに社長を本部長とする対策本部を設置し、対応に当たることとしております。

## V その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

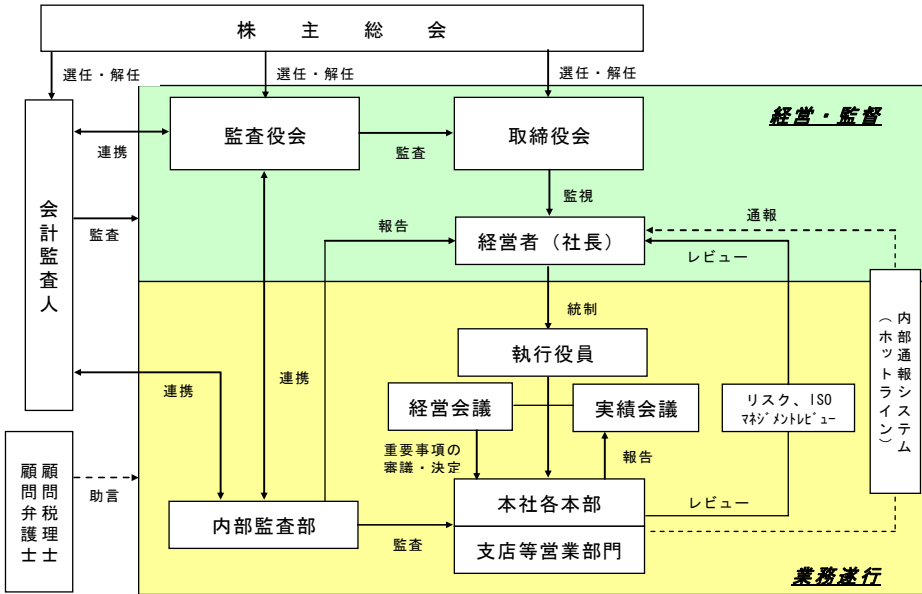
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

諸会議、諸規程をはじめとする既存の仕組みの整備、運用状況チェックを継続し、コーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

[ 参考資料 ]



- コーポレートガバナンス**
- ・「企業理念」「行動規範」に基づく規律の維持
  - ・監査役(会) 監査による規律の維持
  - ・内部統制体制の整備
- リスク内部統制・マネジメント**
- ・「行動規範」を業務執行ラインに徹底
  - ・「職務権限」「組織規程」に基づく相互牽制機能維持
  - ・「リスクマネジメントシステム」によるリスクへの適切な対応
  - ・「業務規程・マニュアル・ISO手順」による業務執行の徹底